

続いわゆるイタカン訴訟

—商品取引員に対する委託者からの帳簿閲覧謄写請求—

名古屋高判平成一一年三月二九日(判例集未掲載)

(平成一〇年(ネ)第八二七号帳簿閲覧謄写請求控訴事件)

池 野 千 白

「事実の概要」

Y会社(被告)は、商品取引所法に基づく商品取引市場における上場商品および上場商品指数の先物取引、商品取引市場における取引の委託の媒介・取次・代理などを目的とする株式会社であり、商品取引員である。

X(原告)は、平成六年一月頃から同年九月頃まで、Y会社

名古屋支店との間で、東京工業品取引所における金・ゴムの商品先物取引を行った。この間、XはY会社に委託し、四九回の取引を行い、大きな損失を出している。しかし、取引の都度、Y会社より送付された売買報告書をきちんと保管しておらず、最終の取引終了後から二年ほど経過した提訴時点では、その損失額も正確には把握できない状態であった。しかも、Xとして

は、Xの指示に基づかないY会社による無断売買が行われた結果、損失が出たという疑義を抱いており、Y会社の営業態度につき不信感を有していた。そこで、再三、XはY会社に対して、自らの取引の全体の全体が明らかになる委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳（Y会社は、商品取引員として、商品取引所法五四条により、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区別して経理しなければならぬもの）とされ、同法施行規則二三条二項に基づき、委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳を作成すべきものとされている）の閲覧・謄写を求めたが、Y会社は応じなかった。

そこで、Xは、Y会社に対して、主位的請求として、商法五五二条二項・民法六四五条を根拠として、問屋たるY会社の報告義務（以下「本件報告義務」という）の内容として委託者別先物取引勘定元帳および委託者別委託証拠金現在高帳の写しの送付ないし交付を求めた。また、予備的請求として、本件報告義務の内容として、平成六年一月一日から同年九月三〇日まで期間におけるXの委託に係る商品先物取引について書面上の報告を求めた。

これに対して、Y会社は、委託者別先物取引勘定元帳・委託者別委託証拠金現在高帳は、委託者に対する報告を目的として作成されるものではないから、その写しの交付が本件報告義務

の内容となるものではないと主位的請求に対して抗弁するとともに、また、予備的請求についても、Y会社は、Xとの取引が行われた都度、当該取引の内容・結果が記載された売買報告書・売買計算書をXに対して送付していること、さらに、毎月委託証拠金の内訳・現在建玉の内訳・値洗損益が記載された残高照合通知書をXに対して送付し、しかも、取引の終了にあたっては、取引勘定を記載した書面をも送付しているのであるから、本件報告義務を履行していると、抗弁した。

原審判旨は、以下の通りである。¹⁾

△主位的請求について▽

委託関係に基づく報告義務の内容は、報告義務の対象となる事項について、その事項に適切な方法により、報告することにより、尽きるものであり、仮に、当該事項の報告を書面によつてなすべきであるとともに、当該事項が記載された帳簿が存する場合であっても、報告に際して、当該帳簿の写しの送付ないし交付を要するものではない。ただし、報告義務の履行を求める請求権と、帳簿の閲覧、謄写あるいは写しの交付を求める請求権（以下「閲覧等請求権」という）とは、実体法上は、別個の請求権であり、前者が認められるとしても、後者がこれによって認められる関係にはないからである。

そして、本件報告義務に基づいて、XのY会社に対する委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別委託証拠金現在高帳についての閲覧等請求権を認めるべき、法律上あるいは契約上の根拠

を見いだすことはできないので、Xの主位的請求には理由がないものといふべきである。

△予備的請求について▽

商品取引所法九五条、同法施行規則三五条により、商品取引員であるY会社は、委託を受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもって、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日等を委託者に通知しなければならぬものとされており、Xに対して、取引の都度、売買報告書及び売買計算書を送付していた。

しかしながら、これらの個別的に送付ないし授受された書面等を顧客であるXの負担においてすべて保管し、Xの責任で対照、照合すれば報告事項の内容を知ることができるをもって、本件報告義務の履行がなされたものといふことは到底できない。けだし、民法六四五条は、委任事務の終了後に受任者が委任事務処理の顛末を報告すべきことを定めており、この趣旨は、委任事務の終了時点において委任事務の開始から終了に至る事務処理の経過の一部始終を報告すべきことを内容としており、XとY会社のような商品取引についての継続的な関係が存した場合においては、その取引開始から取引終了に至るまでの取引の経過の一部始終の報告を一括して求めることができるものといふべきだからである。

そうすると、Xは、報告事項についての報告をY会社に対し求めることができるものといふべきであり、その報告の方法

としては、当該報告事項が多数回にわたる取引(四九回)に関する数量、金額にわたるものであることを考慮すると、口頭によることは不相当であり、書面によるべきものといわなければならぬ。

△本件訴えの利益について▽

民法六四五条により本件請求権が認められるのであれば、これを求めて訴えを提起できることは明らかであって、これにつき独立の訴えが許されないと解することはできない。また、本訴請求がXにおいてYに対して別に提起する損害賠償請求訴訟の資料を得る目的でなされたものであるとしても、だからといって、これが直ちに不当訴訟と評価されるわけではなく、また、右の資料を得るためには損害賠償請求訴訟における文書提出命令の制限によらなければならないとして、その権利の行使を制限すべき根拠もない。さらに、Xとしては、Yからすでに送付ないし交付された資料により、Yに対して損害賠償請求訴訟等を提起することが可能かどうかの判断ができるとしても、Xの本訴請求権が認められるのであれば、なお本訴を提起することが否定されるものでもない。

これに対して、双方から控訴がなされ、控訴審の名古屋高裁は以下のように判示した。

〔判旨〕²⁾

「民法六四五条はいわゆる任意規定であると解されるから、

委託にかかる事務処理の内容及び顛末の報告については、当事者間の合意により、同条の適用を排除することができる。と解するのが相当である。そして、商品取引所法及びこれに基づく受託契約準則は委託者の委託に基づく取引につき、その内容を報告すべき義務を定めているのであり、受託契約準則はいわゆる普通取引約款であると解されるから、少なくとも、個々の商品先物取引の取次を受託したことによる商品取引員の委託者に対する報告義務の内容は、受託契約準則に定められたものに尽きるのであり、受託者であるY会社が委託者であるXに対して本件報告義務を負うと解することはできない。

そして、右のとおり、Y会社はXに対して受託契約準則に基づく報告義務を負うのであるが、Y会社はXに対して、取引の都度、売買報告書及び売買計算書を送付しており、その記載内容は受託契約準則七条、一五条の通知事項を網羅するものであったことが認められるのであるから、これによりY会社のXに対する報告義務は尽くされていると解するのが相当である。したがって、仮に、受託契約準則の定める報告義務が本件報告義務の内容方法を具体化したものであり、Y会社がXに対して本件報告義務を負うと解するとしても、右の事実によれば、Y会社はXに対し本件報告義務を履行したと認められる。

右の事実によると、X及びY会社は、個々の商品先物取引の取次の委託について、それを包括する基本的な合意をしているのであるから、XとY会社との間に継続的契約関係が発生して

いることは否定できない。しかし、継続的契約関係の内容は、個々の商品先物取引の取次を委託するにあたってそれが受託契約準則に従ってなされるものであることを合意したにすぎないものであるから、それ自体をもって委任契約の關係とみることはできない(この点において、包括的継続契約の事務処理の委任契約のように、継続的契約關係自体が委任契約關係とみられるべきものとは異なる)。したがって、XとY会社との間の継続的契約關係自体について、Y会社がXに対し本件報告義務を負うことはないのであり、継続的契約關係を根拠とするXの報告請求はこの点において理由がない。」

〔研究〕

一 問題の整理—消費者問題としての先物取引—

本判決は、イタカン訴訟の控訴審である。そのため本判例研究も、地判に対する判例研究と内容的に重複する部分が多いが、地判と高判を併せて再検討したい。

いわゆる商品取引なるものは、商品取引市場において行われる商品取引一般を意味するが、その取引の現実的意義は、将来の一定の時期にある一定の商品を受け渡すことを条件とする売買契約であって、しかも、転売・買戻による差金決済が可能な「先物取引」にこそ存する(商品取引所法一条八項一号)。そして、このような意味での、先物取引は、当該商品の需要者が当事者となっている限りには、それぞれが生産者・販売者・購入

者としてリスクヘッジを適正に求めて行動することになる。しかし、それでは、取引参加者は単一的な行動を取ることになり、現物取引の先延べ機能しか有しないことになる。そこで、より多くの取引が行われ、競争価格が形成されることにより、自由で公正な価格が醸成されうることを目指して、仮需要、すなわち、商品販売者でも、商品需要者でもない者を、その売買差益のみの取得を誘引として、参加させることが必要とされると言われている。³⁾

しかし、商品取引の場とされる商品取引所は、会員制の組織とされ(商品取引所法三条二項)、会員としては、当然のことながら、本来的需要者、すなわち、取引所上場商品の売買、それを原材料とする生産・加工する者が含まれるのは当然である。しかし、これだけでは、仮需要、すなわち、投機取引を取り込むことはできないから、投機取引者一般を市場に取り次ぐことを主要な営業目的とする取次業者をも会員としなければならぬことになる(商品取引所法二三条一項)。この場合、本来的需要者たる会員とは異なり、商品市場での商品取引の取次を営業目的とする会員は、取次手数料が主要な収入源となるから、本来的需要者たる会員の取引行動とは全く異なる取引活動を行うことになる。そして、仮需要を多く取り込むことにより、より公正かつ自由な価格形成に資するという大義名分の下、一般大衆の多くに対して、自らの手数料収入を求めて、さまざまな勧誘を行うことになる。ここに生じる結果については、多くの

消費者被害ないし投資者被害として現れていることは、ここでその例を挙げるまでもない。多くの紛争を引き起こしている。⁴⁾

このように、この種の問題は、商品取引一般の問題、すなわち、投資者保護という問題であることはもちろんであるが、しかし、投資者一般、すなわち、企業までも含む抽象的投資者に解消することのできない消費者被害の問題として、すなわち、消費者の財産形成取引における問題として、広く認識されるところである。⁵⁾

本判例研究においては、商品取引員の報告義務について、商法の問屋制度一般における抽象的な報告義務を検討するだけではなく、商品取引員という特殊な商法上の問屋における報告義務を、しかも、その先物取引被害の実態を踏まえ、消費者の財産形成取引における問題解決という視点から検討を行いたい。

二 商品取引員の報告義務

(一) 問屋としての商品取引員

商品取引所の会員のうち、商品市場における取引の委託を受けることができる者を、特に、「商品取引員」といい(商品取引所法四一条)、この者が非会員の取引需要者の取引を取り次ぐことになる。そこで、商品取引員は、委託者の希望する商品、商品取引員自身が当事者となつて(会員組織であるため、非会員たる委託者は当事者としては取引ができない)、委託者の計算において取引を行う。したがって、言うまでもなく、商

品取引員は、自己の名をもって他人のために物品の販売・買入を行うことを営業目的とするから、まさしく、商法上の問屋であり(商法五五一条)、商人であるということになる(商法四条一項、五二条一項、五〇二条二一号)。

(二) 商法上の問屋としての商品取引員の報告義務

商品取引員は、商法上の問屋であるから、委託者との関係については、民法の委任の規定が準用される(商法五五一条二項)。したがって、その報告義務も、特に、商法上には規定がないことから、民法の委任契約における受任者の報告義務の規定が準用され、適用を受ける(民法六四五条)。

民法六四五条が定める受任者の報告義務は、受任者の善管注意義務に由来する義務の一つであると解されている。具体的には、二つの義務に分かれる。一つは、委託者の報告徴収請求権を前提として、請求ある限り、随時に行わなければならない報告義務である(民法六四五条前段)。すなわち、受任者に課されている善管注意義務を前提とした事務処理がきちんと行われているか否か等の、いわゆる事務処理の現況を、委託者に知らせることを目的としたものである。委託者は、この情報を手掛かりとして、将来のために適宜の処置を取ることができることになる。もう一つは、委任事務の終了後に行われる、その事務処理の顛末の報告義務である(民法六四五条後段)。委託者は、この報告による情報を手掛かりとして、善管注意義務を尽くし

た事務処理が行われたか否か等を知ることにより、適正な委任事務が行われたか否かを判断することが可能となる。そして、これらの報告により、不正が発覚した場合には、それ以上の損害を回避するために、委任契約の解除を行ったり(民法六五一条)、損害の回復を求めて、損害賠償等を行うことが可能となるのである(民法四一五条、七〇九条)。

(三) 商品取引所法上の商品取引員の報告義務

しかし、このような商法上の問屋の報告義務とは別に、商品取引所法は、商品取引員の報告義務につき、異なった規定を置いている。すなわち、商品取引員は、委託を受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもって、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他主務省令で定める事項を委託者に通知しなければならないとしている(商品取引所法九五条)。もっとも、主務省令では本条の定めている事項以上のものを定めてはいない(同法施行規則三五条)。

この報告義務は、書面において行うことが強制されている点を除けば、問屋に課されている報告義務とその内容が重複する。もし、商品取引所法のこの規定が、商法の特別法規たる性質を有するのであれば、商法上の問屋としての報告義務は排除されることになりうる。

ここで問題となるのは、商品取引所法九五条の定める報告義務

務と民商法が定める報告義務がいかなる関係に立つのかということである。すなわち、第一に検討されなければならないことは、商品取引所法が民商法の特別法としての私法的特別法として位置づけることができるか否かである。商品取引所法および同法施行規則は、その取引所法としての性格から行政法規であり、商品取引員に対する行政的規制をなすものである。さらに、この行政的規定によって民法が定める受任者の報告義務が排除されるような民事的効力をも有するか否かが問題となるが、当該規定は、一般に、商品取引所法に基づく、その会員たる商品取引員に対する行政的規制であり、私法的効力はないと考えられており、本条違反は、その取引の私法上の効力に全く影響ないと解されている。

(四) 受託契約準則上の商品取引員の報告義務

さらに、商品取引所法は、商品取引員が顧客と締結する、いわゆる受託契約について、各取引所の定める受託契約準則に従うことを強制している(商品取引所法九六条)。具体的には、個々の商品取引所が個別に受託契約準則を定めることになるが、例えば、本件名古屋地判で問題となった東京工業品取引所の定めた受託契約準則によれば、商品取引員の売買報告義務として、「商品取引員は、委託を受けた取引が成立したときは、遅滞なく、書面により、次ぎに掲げる事項を当該委託者に通知しなければならぬ」と規定しており(東京

工業品取引所受託契約準則七条)、また、「商品取引員は、委託を受けた取引を決済したときは、遅滞なく、書面により、次ぎに掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない」(いわゆる売買計算書)と規定している(同準則一五条五項)。そして、この売買計算書により、売買差損益金額・手数料・消費税相当額・取引所税相当額・差引損益金額・返還可能額等が通知される。

したがって、この受託契約準則上の商品取引員の報告義務は、明らかに、問屋の報告義務と、さらに、商品取引所法九五条の商品取引員の報告義務と重複した内容を有していることになる。ここで、商品取引所法は、あくまでも行政法規として位置づけられているから、問題は、任意規定として位置づけられている問屋に関する商法上の報告義務と、受託契約の内容として取り込まれる受託契約準則上の商品取引員の報告義務がいかなる関係に立つのかということが問題となるのである。

第一に、受託契約準則なるものの法的性質が問題となる。なぜなら、商品取引所法がその制定の強制と、その準拠を強制していることから、商品取引所の自治法規たる性質を有するとも考えられなくはないからである。しかし、仮に、商品取引所の自治法規だと解することができたとしても、その法規の適用範囲は、当然に商品取引所構成員たる会員に限られるはずであるから、受託契約の相手方である顧客に対して適用できないことは明らかであり、しかも、行政法規たる商品取引所法の強制で

支えられるものではないから、私法たる商法上の問屋の報告義務には影響を与えないから、ここでの検討は差し控える。

第二に、問屋の報告義務である民法六四五条の報告義務は、任意規定に基づくものであるから、実際に締結された受託契約の内容として取り込まれた受託契約準則上の商品取引員としての報告義務が、契約自由の原則の名の下に、民法六四五条を排斥するものと考えられうる。ただし、この問題は、二つの視点からの検討が更に必要となる。一つは、任意法規に対する契約自由の問題であり(民法九一条)、もう一つは、受託契約準則の内容が普通契約条項として、契約の有効な内容となりうるか否かという問題である。

まず、商品取引所法九六条一項は、受託契約準則の使用を強制しており、法的に強制されるとしても、取引所が定めるものであるから、取引所会員を当然に拘束するものであるとしても、顧客との間では、それはいわゆる普通取引約款的性質を有し、それが顧客をも拘束するものであるか否かが問題となる。

(イ) 受託契約準則の法的拘束力

この点につき、最高裁は、「商品取引所法に基づいて定められていた受託契約準則は、いわゆる普通取引約款であるから当該取引所の商品市場における売買取引の委託については、当事者間に特別の約定のない限り、商品仲買人「現行法上の商品取引員」のみならず、委託者をも、その意思の如何にかかわらず、

また、その知、不知を問わず、拘束するものと解すべきである。また、右受託契約準則が改正された場合には改正後の受託契約準則は、改正後の右売買取引の委託については、右と同様に、委託者をも拘束するものと解すべきである。」¹⁰⁾としている。もっとも、受託契約準則に準拠しない受託契約も、以下の理由により有効と解している。すなわち、「受託契約準則三条が商品取引所法九六条に基づいて東京穀物商品取引所によって定められたものであること、同法同条一項において商品仲買人「現行法上の商品取引員」は商品市場における売買取引の右受託契約準則に従わなければならない旨が定められていることは、所論のとおりであるが、同法条の趣旨とするところは、商品市場における売買取引の公正の確保と委託者の保護をはかることにあると解せられ、同条に基づいて商品取引所が定める受託契約準則は、これに準拠しないでなされた受託契約であってもその効力に消長をきたさないと解するのを相当とする。」¹¹⁾と解している。さらに、証券取引法に基づく受託契約準則についての判例ではあるが、当事者の意思の推定をその拘束力の基礎とすることを確認している。¹²⁾したがって、最高裁は、基本的には、委託者の意思の推定を基礎として拘束力を認めていると理解できよう。¹³⁾

普通取引約款の拘束力の学説の争いを検討する紙幅上の余裕はないが、¹⁴⁾少なくとも、商品取引所法および受託契約準則の立法趣旨は、顧客、すなわち、委託者保護のための制度である以上、最高裁判例を前提としても、受託契約準則の強制の趣旨は、

受託契約準則上に報告義務が定められているからといって、民法上の報告義務が強化されることがあっても、特別法的に、民法上の報告義務を単純に排除する趣旨と解するべきではないと理解されるべきである。商品取引所法の目的は、商品市場における売買取引の公正の確保と委託者の保護をはかることにあるから、委託者の保護のために、民商法上の報告義務をより強化するものではあっても、決して、民商法上の報告義務を免除するものとは解することはできない。

この点につき、本件判旨は、原審と異なり、民法六四五条の任意規定性と受託契約準則の普通取引約款性から、民法上の報告義務、すなわち、問屋としての報告義務を完全に排除しているが、正当ではない。

(ロ) 受託契約準則上の報告義務の履行と民商法上の報告義務の履行

もっとも、民法上の受託者の報告義務を、より強化し、具体化したものであると解したとしても、両義務が併存するからといって、必ずしも別途に義務を履行すべきものとはならないことは当然である。なぜなら、受託契約準則上の義務は、民商法上の義務を強化、具体化したものであれば、その義務の履行により、民商法上の義務の履行も当然に果たされうると考えられるからである。したがって、この併存する報告義務の関係を、受託契約準則上の報告義務が、民商法上の報告義務の存在を前

提として、委託者保護の趣旨から、商品取引所法という行政法規により強制的義務が上乘せされたものであると考えた場合、この受託契約準則上の報告義務の履行により、民商法上の報告義務も履行されたものと評価できるか否かがさらに問題となる。

この点、原審は、「民法六四五条は、委任事務の終了後に受任者が委任事務処理の顛末を報告すべきことを定めており、この趣旨は、委任事務の終了時点において委任事務の開始から終了に至る事務処理の経過の一部始終を報告すべきことを内容としており、XとY会社のような商品取引についての継続的な関係が存した場合においては、その取引開始から取引終了に至るまでの取引の経過の一部始終の報告を一括して求めることができるものというべきだからである。」として、受託契約上の報告義務とは別に、委任事務の終了時における顛末報告義務を承認している。

ところが、本件判旨は、「X及びY会社は、個々の商品先物取引の取次の委託について、それを包括する基本的な合意をしているのであるから、XとY会社との間に継続的契約関係が発生していることは否定できない。しかし、継続的契約関係の内容は、個々の商品先物取引の取次を委託するにあたってそれが受託契約準則に従ってなされるものであることを合意したにすぎないものであるから、それ自体をもって委任契約の関係とみることはできない(この点において、包括的継続契約的業務処理の委任契約のように、継続的契約関係自体が委任契約関係と

みられるべきものとは異なる。」として、例え、報告義務が併存するとしても、個々の委託契約における顛末報告義務は報告書の送付をもって履行済みと考えるとともに、複合的に継続する商品先物取引全体については、顛末報告義務は存しないと判示している。

民法上の受託者の報告義務については、報告方法について一定の形式があるわけではなく、委託事務処理の経過・顛末を明らかにできれば足りることは当然である¹⁵⁾。そして、それが故に、不十分な報告がなされると、委託者の保護に欠けるおそれがあるから、商品取引所法は、より具体的な報告義務を、商品取引員に課しているのである。また、受託契約準則に基づく契約を強制することにより、任意規定たる報告義務を契約自由の原則の名の下において、排除されるのを防ぐ機能を有していると解される。特に、消費者の財産形成取引の代表的取引とも言える証券取引や商品取引にあっては、市場における取引が会員のみによって行われるものであるから、直接的にその取引内容に委託者が影響を与えることができず(例えば、手仕舞の依頼をしなくてもなかなか応じてくれない商品取引員が多く、判例において散見される)、しかも、商品取引員と委託者との間における取引力の差も非常に大きいことを考えると、任意規定としての民法上の報告義務だけでは委託者保護に欠けることは火を見るよりも明らかと言える。

このように考えると、受託契約準則に基づいて締結された個々

の取次行為の報告義務は、民法上の報告義務を具体化し、強化したものと解されるはずである。したがって、本件判旨のように、任意規定の一言をもって、排除を認めてしまう考え方は、商品取引所法における受託契約準則の強制という委託者保護機能を全く理解していないものと評価せざるを得ない。しかも、受託契約準則に基づく報告義務は、個々の取次行為における個別の報告義務に過ぎなく、商品取引のような継続的な関係が存した場合においては、その取引開始から、取引終了に至るまでの取引の経過の一部始終の報告を一括して求めることができないと判示しているのである。

しかし、商品取引員と顧客との関係は、継続的關係と言えないのかどうかは問題である。原審は、顛末報告義務を課すべき継続的な関係があると理解するのに対し、本件判旨は、継続的關係ではあるが、あくまでも、顛末報告義務を課するような包括的継続的業務処理の委任関係のような継続的關係ではないと解している。

確かに、形式的な法律関係を見ると、基礎となる受託契約が締結され、それを前提に、個別的な取次行為が個別的な意思表示に基づいて行われており、受託契約準則は、この個別的な取次行為について、書面による個別的報告義務を商品取引員に課しているということになる。この関係をどう理解すべきか。

まず、委任的継続關係を否定する見解として、次の論文が引用される¹⁶⁾。すなわち、「一回になされた建玉の委託は、その手

仕舞にいたるまで、他の回になされた委託と、たとえ委託者が同一人であっても、明らかに区別されており、結局、同一当事者間に数多くの委託がなされていても、それぞれの建玉について、一個の契約が成立し、その手仕舞をもってそれぞれが終了するものと解さなければならぬであろう。」

しかし、この論文は、委託者と商品取引員との間に、交互計算関係が成り立ちうるか否かという論点につき、交互計算関係は成り立たないことの説明として、個別的取引性が主張されているのである。したがって、顛末報告義務が課されるべき継続的關係であるか否かとは異なった問題である。

そこで、顛末報告義務を課すべき継続性があるか否かは、商品取引員と委託者との取次関係がいかなるものかを検討しなければならぬ。

この点で、商品取引は、一般的に、単一の孤立化した委託取引によって成り立つものではなく、複数の委託取引がその損益や委託証拠金等が複合的に組み込まれて継続的に行われるものである。逆に、たった一つの委託取引だけで終了することは皆無とも言える。多くの場合、商品取引員たる商品会社の営業員の巧みなセールスにより、両建てを典型とする複合的な多数の建玉が生ずることになるのである。したがって、委託者は、通常はかなりの長期間にわたって、複雑に絡み合う委託取引を形成することになる。その結果、個々の取引の損益が報告されたところで、全体としての損益の顛末は、全取引関係から離脱し

て初めて分かるに過ぎないのである。しかも、その個別的な損益は、受託契約に基づくさまざまな個別的な報告書類として送付されてくるのであり、それらをすべて保管し、照合して初めて、全体の損益を知ることができるのである。

このような現実から出発すれば、商品取引員の報告義務は以下のように理解されるべきである。

まず、商品取引員は、商法上の問屋として、民法の委任関係の規定が準用され、民法六四五条前段の現況報告義務と後段の顛末報告義務とを負っている。そして、この報告義務が任意規定であることから、商品取引員の取引関係性における取引力の優越により、委託者に不利な形で緩和されたり、排除されたりすることがないように、商品取引所法は、委託者保護の見地から、具体的な報告義務を規定するとともに、個別的具体的報告義務を有する受託契約準則を強制しているのである。したがって、あくまでも、受託契約準則上の報告義務は、個別の取次行為に関する報告義務にすぎないものであると解される。この義務により、本来は、委託者からの請求を前提とする現況報告義務は(民法六四五条前段)、委託者からの請求を待たない報告義務として強制されることになる。

そして、多くの場合は、受託契約準則上の個別的な報告義務の履行により、現況報告義務のみならず、顛末報告義務も履行されたこととして理解することができるのである。なぜなら、個別の報告義務の履行方法として集積された報告書をすべて照

合すれば、全取引関係の顛末をまさに知ることができるからである。

しかし、このことは、委託者がすべての報告書を管理しているということが前提となることはもちろんである。そして、そのことは、商品取引所法に基づき、本来委託者保護のために、委託者からの請求がなくても、受託者たる商品取引員の義務として、売買報告書・売買計算書等の交付を要求されることが、逆に、委託者に対する過度の負担として、それらの書類の山の保管責任を、事実上課すことを意味することになってしまうのである。

この点につき、原審は、個別の報告書すべてをもって、顛末報告義務の履行と解することはできないと判示しているが、委託者の不可能的な努力により、理論上は顛末報告と同一内容の情報を入力することができるのである。

しかし、単に、委託者に過度な負担をかけるという点だけではなく、次のような問題も残っている。すなわち、特に、商品取引においては、原審の証人尋問においても明らかにしているように、商品取引は委託者と受託者たる商品取引員との継続的關係を基礎としながら、複数の委託取引が複合的に組み合わされているから、例えば、委託証拠金から帳尻金への振替が行われたり、あるいは、振替ではなく、途中で帳尻金を現金で埋めたような取引では、単に売買報告書や売買計算書だけでは不十分であり、領収書や預り証や受取書を複合的に確認する必要

があるのである。

したがって、複合的継続的取引の全体を理解するために、取引開始から取引終了に至るまでの全取引の一部始終の報告を一括して求めることができる必要がある場合があるのであり、特に、受託者たる商品取引員に、無断売買などの善管注意義務違反の疑義がある場合には、その必要性は強いと言えるのである。

このような現実から考えれば、受託契約準則上の報告義務は、民商法上の報告義務を具体化し、強制したものと解すべきであり、通常は、受託契約準則上の個別的報告書の交付により、一応、民商法上の報告義務も履行したと考えることができる。しかし、商品取引員に無断売買や手仕舞の遅延・拒否などのような善管注意義務違反を疑わせる不正な行為があったと考えられる場合には、受託契約準則上の報告書の交付をもって、受託契約準則上の報告義務が形式的には履行されたとしても、委託者が納得しうるものでない以上、民商法上の報告義務は未履行であるとして解すべきである。なぜならば、民商法上の報告義務は、まさに、受託者に善管注意義務違反などがあったのかどうかを判断すべきための報告義務であるからである。

さらに、本件事件では、全委託取引の終了後二年を経過したのに、報告義務の履行を求めているが、この点については、多年にわたって報告を要求しないでいて、突然に遠く遡って報告を要求することは信義則に反することはありうるが、報告義務の前提となる基礎データ(例えば、売買報告書や売買計算書の

発信簿のような控え的なものや、委託者別先物取引勘定元帳および委託者別委託証拠金現在高帳のような基礎データ)の保管義務期間内であれば、その請求時期を全委託取引終了直後に限る必要性はない。特に、全委託取引の終了後、受託者の委託事務処理に関し、善管注意義務違反の疑義が出たような場合には、報告義務の前提となる基礎データの保管義務期間内であれば、いつでも報告義務の履行を求めることができる⁽¹⁷⁾と解すべきである。

〔後記〕 本号は、北澤正啓学長の退職記念号であり、その末席に、拙稿を掲載すべきご許可をいただけたことを感謝したい。北澤学長にあっては、研究に関するご指導だけでなく、北澤学長が法学部長をなさっておられたときに、私が教授会書記を担当していたこともあり、多面にわたりご指導いただいた。この場を借りて、厚くお礼を述べるとともに、感謝の意を表したい。

- (1) 名古屋地判平成一〇年九月一八日(平成九年(ワ)第一六一三三号帳簿閲覧請求事件)判例集未掲載(池野千白「イタカン訴訟—商品取引員に対する委託者からの帳簿閲覧請求事件—」中京法学三三卷三・四号合併

号一九一頁以下)。

- (2) 名古屋高判平成一一年三月二九日判例集未掲載。
(3) このような説明がパンフレットに散見される。
(4) 名古屋先物取引被害研究会『先物取引被害の救済(Ⅰ)』(一九八五年)、『(Ⅱ)』(一九八六年)、『(Ⅲ)』(一九八八年)に取り上げられている実例はその典型的なものであり、また、各地の弁護士会で最近まで何度も行われている先物取引被害一一〇番においても、相変わらず、その相談は後をたたない。
(5) 池野千白「消費者の財産形成取引における自己責任概念—投資法と消費者法の交錯的試論—」(戸田修三先生古稀記念論文集『現代企業法学の課題と展開』「文眞堂、一九九八年」)三五九頁〜三六七頁。
(6) 例えば、戸川成弘「株式売買委託者の法的地位—証券取引における委託者と問屋の一般債権者との関係—」法政論集(名古屋大学)一一六号一六一頁〜二〇五頁、大塚龍児「問屋の破産と委託者の取戻権」商法(総則・商行為)判例百選(第二版)(別冊ジュリス卜八四号)一四〇頁〜一四一頁等。
(7) 明石三郎『新版注釈民法一六卷』二二三七頁「有斐閣、一九八九年」。
(8) 河本一郎『逐条商品取引所法』(龍田節・編)七三九頁「商事法務研究会、一九九五年」。

- (9) もっとも、商品取引所法九五条に関しては、その違反につき、罰則はなく、これに対して、受託契約準則の違反に関しては、一〇万円以下の過怠金が課され、六ヶ月以内の売買取引の停止もしくは制限が、さらには、除名の制裁が課されている(例えば、東京穀物取引所定款一〇九条一二号)。
- (10) 最判昭和四四年二月一三日民集二三卷二号三三六頁。
- (11) 最判昭和四一年一〇月六日判タ一九九号一二三頁。
- (12) 最判昭和三七年二月六日商事二四八号三一頁。
- (13) 最高裁の考え方については、委託者にも適用のある自治法規であると解する理解の仕方もある(吉井薄「受託契約準則の効力」商品先物市場昭和五五年四月号六二頁)。
- (14) 元木伸「商品取引所における清算取引委託の法律関係の判例(2)」判例時報五七二号一二三頁〜一二七頁。
- (15) 明石・前掲注(7)二三八頁。
- (16) 元木・前掲注(14)一一一頁。
- (17) なお、本件では、いわゆるイタカンの閲覧請求が主たる請求となっているが、その検討については、拙稿の原審に関する判例研究を参照されたい(池野・前掲注(1)一九九〜二〇〇頁)。